

茨木市住民活動災害補償制度実施要綱

茨木市住民活動災害保障保険活用要綱（昭和63年8月23日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、住民活動の参加者等の当該住民活動上の事故による災害（傷害、傷害に起因する後遺障害若しくは死亡又は財物の損傷をいう。以下同じ。）に対し補償を行う制度（以下「住民活動災害補償制度」という。）を実施することにより、住民団体又は住民活動の参加者等若しくはその参加者等の遺族の救済を図り、もって住民活動の促進と社会福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民団体 主たる活動拠点を市内に有し、かつ、構成員が5人以上で組織されている団体をいう。
- (2) 住民活動 住民団体が無報酬（実費弁償を除く。）で社会福祉の向上のために日帰りで行う事業又は活動で、別表第1に定めるものをいう。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動を除く。
- (3) 指導者 住民団体において住民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいい、市外居住者を含む。
- (4) スタッフ 住民団体の構成員や指導者の補助員など、住民活動の実施に伴ってその運営に従事する者をいい、市外居住者を含む。
- (5) 参加者 住民活動に参加中の住民等の第三者をいい、当該活動の観覧者や応援者は含まない。
- (6) 傷害補償対象者 第5第1号に掲げる傷害補償の対象者で、指導者、スタッフ及び参加者をいう。
- (7) 賠償補償対象者 第5第2号に掲げる賠償責任補償の対象者で、市（市が出資した法人又はこれに準ずる団体を含む。）、住民団体、指導者及びスタッフをいう。
- (8) 傷害事故 第5第1号に掲げる傷害補償の対象となる事故
- (9) 賠償事故 第5第2号に掲げる賠償責任補償の対象となる事故

(保険契約における制度の保全)

第3 市は、この住民活動災害補償制度を保全するための手段として、毎年度予算の定める範囲内において、保険会社との間に保険契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(補償期間)

第4 住民活動災害補償制度の補償期間は、毎年6月10日に始まり、翌年の6月10日午後4時に終了する。

(補償の種類)

第5 住民活動災害補償制度の種類は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 傷害補償 死亡補償金、後遺障害補償金、入院補償金、手術補償金又は通院補償金

(2) 賠償責任補償 身体賠償金又は財物賠償金

(傷害補償・死亡補償金)

第6 傷害補償対象者が住民活動上の事故（日本国内における急激かつ偶然な外来の事故で、住民団体又は住民活動に参加中である指導者若しくはスタッフの管理下における活動中及び当該管理下に入る通常の経路往復中の事故をいう。この場合において、通常の経路往復中の傷害事故については、本市が定める名簿にあらかじめ氏名等を記載した者のみを対象とする。以下同じ。）によりその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、市は、その者の遺族に対し死亡補償金を支払うものとする。

2 死亡補償金は、一時金とし、その額は、2,000,000円とする。

(傷害補償・後遺障害補償金)

第7 傷害補償対象者が第6第1項の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、市は、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。ただし、傷害補償対象者1人ごとに、同一の事故によりすでに支払った後遺障害補償金（以下この項において「既払後遺障害補償金」という。）がある場合は、死亡補償金は既払後遺障害補償金を控除した残額をもって限度とし、また、同一の補償期間内にすでに支払った既払後遺障害補償金がある場合は、後遺障害補償金は既払後遺障害補償金を差し引いて支払う。

2 後遺障害補償金は、一時金とし、その額は、2,000,000円に別表第2に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(傷害補償・入院補償金、手術補償金及び通院補償金)

第8 傷害補償対象者が第6第1項の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の滅失若しくは減少（入院又は通院の状態をいう。）をきたし、かつ、医師の治療を受けた場合は、市は、その状態にある者に対し入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院し、又は通院した治療日数1日につき、入院補償金にあつては2,300円（事故の日からその日を含めて180日を限度とする。）、通院補償金にあつては1,500円（事故の日からその日を含めて180日までの間において90日を限度とする。）とする。

（賠償責任補償及び免責）

第9 市は、住民活動上の事故による身体への被害又は財物（受託品を含む。）の損傷について、賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものとする。

2 賠償責任補償の限度額は、身体賠償補償金にあつては被害者1人につき30,000,000円、かつ、1事故につき200,000,000円とし、財物賠償補償金にあつては1事故につき5,000,000円とする。ただし、受託品の事故にあつては契約の期間中を通じて、5,000,000円を限度とする。

3 前項に定める事故の免責金額は、1事故当たり10,000円とする。

（適用除外）

第10 第6から第9までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事故又は事由については、住民活動災害補償制度の対象としない。

(1) 傷害補償の場合 次に掲げる事故又は事由

ア 傷害補償対象者の故意若しくは重大な過失又は法令違反による事故

イ 戦争、内乱、暴動等による事故

ウ 地震、噴火又はこれらによる津波に随伴して生じた事故、又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

エ 傷害補償対象者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故

オ 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

カ 細菌性食物中毒による事故

キ 山岳とはん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

ク 傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って

若しくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故

ケ 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置
コ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛

サ その他契約に適用される約款又は特約条項で免責とされる事故又は事由

(2) 賠償責任補償の場合 次に掲げる事故又は事由

ア 賠償補償対象者の故意若しくは重大な過失又は法令違反による事故

イ 戦争、内乱、暴動等による事故

ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故

エ 指導者等の同居の親族に対する事故

オ 賠償補償対象者が所有、使用又は管理する車両（原動力がもっぱら人力である場合は除く。）又は動物による事故

カ その他契約に適用される約款又は特約条項で免責とされる事故又は事由

(補償の方法)

第11 傷害補償対象者及び賠償補償対象者（以下「補償対象者」という。）は、傷害事故又は賠償事故（傷害事故及び賠償事故の同時発生を含む。）が発生したと思われるときは、市に報告するものとする。

2 市は、前項の規定による報告を受けたときは、住民活動災害補償制度の適用について審査し、適用範囲内と判断した場合は、保険会社に通知するものとする。

3 市は、前項の審査の結果を補償対象者に通知するものとする。

4 補償対象者は、補償金の請求を、市に対し行うものとする。

5 市は、前項の請求を受けたときは、損害保険会社に保険金請求を行うものとする。
(事実関係の確認等)

第12 市長は、傷害事故又は賠償事故の事実関係を審査する必要があると認めたときは、茨木市住民活動事故判定委員会（次項において「事故判定委員会」という。）に諮るものとする。

2 事故判定委員会に関することは、別に定める。

(市に関する特例)

第13 住民活動災害補償制度は、市（市が出資した法人又はこれに準ずる団体を含む。）が行う事業又は活動のうち、住民活動に類するもので市民等が無報酬（実費弁償を除く。）で参画するものについても適用する。

(保険料)

第14 保険料は、市が負担するものとする。

(約款及び特約条項)

第15 この要綱に定めるもののほか、住民活動災害補償制度については、契約の約款及び特約条項の規定を適用する。

(調整)

第16 市長は、この要綱の規定にかかわらず、必要があるときは、住民活動の範囲等について、第3の契約の際に調整をすることができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、住民活動災害補償制度について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年8月23日から実施し、平成19年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成19年5月1日以後に生じた事故について適用し、同日前に生じた事故については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年5月30日から実施し、平成20年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成20年5月1日以後に生じた事故について適用し、同日前に生じた事故については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成21年5月1日以後に生じた事故について適用し、同日前に生じた事故については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成22年5月1日以後に生じた事故について適用し、同日前に生じた事故については、なお従前の例による。
附 則
この要綱は、平成30年5月1日から実施する。
附 則
この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

別表第1

1	社会奉仕活動
	清掃活動（道路、河川、公園、その他公共的施設の清掃等）、社会福祉施設援護活動（建物の大工修理、植樹の手入れ、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理・美容、マッサージ、通園・送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス等）、在宅老人・身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルパー、手話通訳、家庭・地域文庫活動、生活品リサイクル活動、就労・社会復帰のための援護、街頭募金等及びこれらのための準備活動
2	スポーツ活動及び文化活動
	地域運動会、公民館活動、地域放課後活動等のスポーツ活動及び文化活動の運営・指導・管理及びこれらのための準備活動
3	地域活動
	防火・防災訓練、防犯活動、交通安全運動、不法駐車追放パトロール、害虫防除・駆除、草刈り、盆おどり、町内会まつり、献血奨励、住民検診手伝い等及びこれらのための準備活動
4	生涯学習活動及びこれらに類する事業
	社会見学、講座、講演会、講習会、研修会、研究会、打合会、展示会等及びこれらのための準備活動
5	市主催・共催事業等への協力参加
	茨木フェスティバル、防災訓練、各種イベント等へのボランティア協力
6	その他
	その他これらに類する事業又は活動

備考 スポーツ活動及び文化活動については、運営、指導又は管理を行っている者のみを対象とする。

別表第2

1	眼の障害	
(1)	両眼が失明したとき	100%
(2)	1眼が失明したとき	60%
(3)	1眼矯正視力が0.6以下になったとき	5%
(4)	1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき	5%
2	耳の障害	
(1)	両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2)	1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3)	1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3	鼻の障害	
	鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4	咀嚼、言語の障害	
(1)	咀嚼または言語の機能を全く廃したとき	100%
(2)	咀嚼または言語の機能に著しい障害を残したとき	35%
(3)	咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	15%
(4)	歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5	外貌（顔面・頭部・頸部をいう。）の醜状	
(1)	外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2)	外貌に醜状（顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状程度をいう。）を残すとき	3%
6	脊柱の障害	
(1)	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	40%
(2)	脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3)	脊柱に奇形を残すとき	15%

7	腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	
(1)	1腕または1脚を失ったとき	60%
(2)	1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3)	1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4)	1腕または1脚の機能に障害を残すとき	5%
8	手指の障害	
(1)	1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき	20%
(2)	1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3)	拇指以外の1指を第2関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%
(4)	拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9	足指の障害	
(1)	1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2)	1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3)	第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	5%
(4)	第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10	その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%